海部郡認定地域クラブ

ハラスメント防止マニュアル

美波町・牟岐町・海陽町教育委員会
海部郡部活動地域展開推進協議会

【目　次】

１．ハラスメント防止マニュアルについて

２．ハラスメントとは

３．指導者としての心得

４．パワーハラスメントについて

５．セクシャルハラスメントについて

６．ハラスメント防止に向けて

１．ハラスメント防止マニュアルについて

中学生期のスポーツ活動は、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣を身につけ、体力・運動能力・技術の向上を図るとともに、仲間と互いに競い、励まし、協力する中で、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培うなど、生徒が心身ともに健やかに成長していく上で重要な活動です。また、中学生期の文化芸術活動は、生涯にわたって学び、文化芸術等の活動に親しむ習慣を身につけ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を図るとともに、生徒が心身ともにバランス良く成長していく上で重要な活動です。

このため、海部郡認定地域クラブでは、心身の成長過程にある中学生期にとってのスポーツ・文化芸術活動が学校・地域とともに様々な世代の人との交流を深め安心・安全に活動できる環境作りに努めるとともに生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するという観点から、ハラスメント防止マニュアルを策定しました。

２．ハラスメントとは

１　スポーツ・文化芸術活動におけるハラスメントとは

スポーツ・文化芸術活動の現場において、「暴力」「暴言」「差別」「ハラスメント」など安全・安心にスポーツ・文化活動を楽しむことを妨害する行為を指します。指導者と指導を受ける者との関係のみならず、スポーツ・文化芸術活動の現場における関係者の誰によっても、また誰に対してであっても、ハラスメントは起こりえます。

２　ハラスメントの実態

これから紹介する実態は、スポーツにおいて日本スポーツ協会の相談窓口に寄せられた相談事例です。スポーツ・文化芸術活動におけるハラスメントについての理解につなげましょう。

① 暴力事例

【直接的な暴力】直接体に触れる行為

・顔に平手打ちをされた　・竹刀で体をたたかれた　・髪の毛を引っ張られた

【間接的な暴力】体の安全を害する行為

・近くの椅子を蹴っ飛ばした　・作戦版を投げつけられた
・目の前でバットを振り回す

※これらの間接的な行為も、人に当たらなくても暴力に当たる場合があります。

② 暴言事例

・「こんなこともできないのか、カス」　・「下手くそ、辞めてしまえ」
・「お前のせいで試合に負けた」　・「馬鹿じゃないの、頭悪いわね」
・「何度言ったらわかるのよ」　・「お前なんかいらない」
・見た目をからかわれた　・家族をばかにされた　・嫌なあだ名をつけられた

３　体罰・暴言や不適切な指導禁止の考え方

一般的に、身体に対し物理的な力を加えることをもって暴力というが、身体的な暴力と同様に、暴言や不適切な指導によるものも精神的な暴力であり、あってはなりません。

これらの行為は、生徒の心身に深刻な悪影響を与え、指導者及び地域クラブへの信頼を失墜させる行為である。

これらの行為により、正常な倫理観を養うことはできず、むしろ生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがあります。もとより指導者等は指導に当たり、生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが重要です。生徒との関係性構築の中で、決して体罰等によることなく、生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、粘り強く指導することが必要です。

４　ハラスメント等のない地域クラブ活動の推進

地域クラブ活動は、教育的意義が高く、継続的に振興しなければならない教育活動です。中学生のみならず、保護者、卒業生や地域の関係者にとっても、地域クラブ活動への期待は大きいものがあります。子どもたちが主体となる全ての活動は、健全育成という原点に立った指導が推進されなければなりません。

３．指導者としての心得

１　生徒を一人の人格者と見なす

指導を続けていくと時には思い通りにならない試合展開や作品の仕上がり、生徒の言動に出会うかもしれません。その場の感情に流されての叱責は許されません。子どもとは言え一人の人間であることを忘れてはいけません。生徒の人格を尊重し、励ましやサポートを続けることができる指導者を目指しましょう。肉体的、精神的な負荷を伴う厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかり区別しましょう。

２　自身の言動がハラスメントになっていないかチェック

ハラスメントとは、相手に対して言葉や行動などで過度に苦痛を与えることです。行った側にはそうした気持ちがなくても、受けた側には傷ついたり不利益をこうむったりした場合にはハラスメントになります。ハラスメントには、いくつかの種類があります。自分の言動がこれらのハラスメントに該当しないか以下に従って確認しましょう。

４．パワーハラスメントについて

〇パワーハラスメントとは

一般的には「優越的な関係に基づいて、業務上必要かつ相当な範囲を超えて行われ、労働者の就業環境を害するもの」のことですが、スポーツ・文化芸術活動の世界では「（優越的）上下関係に基づく不要な行為により、スポーツ競技（練習や試合等）・文化芸術活動（制作・練習・コンクール等）環境を害する行為のこと」を指します。

パワハラの６類型　　参考：(厚生労働省指針)

【身体的な攻撃】
○パワハラに該当する
・殴る、蹴る。胸ぐらをつかむ　　・物を投げつける
・（坊主などの）髪形を強要する　　・土下座をさせる

○パワハラに該当しない
・誤ってぶつかって生徒の体に触れる
・指導のために体に触れる（生徒に許可を取ったうえで）

【人間関係からの切り離し】
○パワハラに該当する
・チーム内の連絡手段から外すなど、必要な情報伝達をしない。
・練習に参加させない　　・集団で無視し、チーム内で孤立させる

○パワハラに該当しない
・新人育成やミスをした選手の競技力向上のため、別メニューで練習をさせる

【過大な要求】
○パワハラに該当する
・達成できない課題を設定し、達成するまで練習させる
・過酷な環境下で、水分を与えずに長時間練習させる
・サプリメント接種や過度な食事制限を強要する

○パワハラに該当しない
・大会時期に、競技力向上の必要性から、通常よりも負荷の大きい練習をさせる

【過小な要求】
○パワハラに該当する
・経験のある者に、誰でもできる単純な練習ばかりさせる
・嫌がらせのために練習させない

○パワハラに該当しない
・選手の能力に応じて練習量を軽減させる
・けがから復帰したばかりの選手に対して、練習量や練習内容を軽減させる

【精神的な攻撃】
○パワハラに該当する
・人格否定の発言をする。（バカかお前・いるだけで迷惑・辞めちまえ等）
・必要以上に長時間叱責する　　・大声で威圧的に叱責する
・チーム等のコミュニティ(ＳＮＳ・掲示板等)において、あえて叱責する
○パワハラに該当しない
・何度注意しても改まらない場合（安全管理上危険な行為など）に、一定程度強く注意する

【個の侵害】
○パワハラに該当する
・本人の同意なく私物を見る、撮影する　　・本人の了解を得ずに、個人情報（病歴・性的指向等）を他人に教える（ＳＮＳ等への投稿を含む）

○パワハラに該当しない
・本人の了解を得て、個人情報について必要な範囲で他者に伝える

上記に該当しなくとも、社会通念等から指導に当たって身体接触を行う場合、必要性、適切さに留意することが必要です。
なお、生徒間でも同様の行為が行われないように注意を払うことが必要です。

５．セクシャルハラスメントについて

１　セクシャル・ハラスメントとは
一般的には職場等における被害者の意に反する性的言動のことですが、スポーツ・文化芸術活動の世界では、競技や文化芸術活動における被害者の意に反する性的言動のことを指します。
２　セクシャルハラスメント等の不適切な行為等の防止
生徒に対するわいせつ行為、セクシャルハラスメントは、生徒の心を傷つけるとともに、一人の指導者の行いが、ほかの全ての指導者の信用を損なうことにつながる、決して許されない行為です。
指導者は、自分の言動が生徒にどのように受け止められるかを、常に考えて振舞うこと、また、生徒の指導に携わる者として、自分の感覚ではなく相手の立場に立って考えることが大切である。生徒等との不適切な関係、立場を利用した不適切な行為(わいせつ行為)、生徒等を傷つけるような性的言動(セクシャルハラスメント)等を絶対にしてはなりません。

３　してはならない具体的な行動例

○他者の目に触れにくい場所での生徒等に対する個別指導は、一人で行わないこと。
○指導上、不必要な身体接触(身体の部位を触る<着衣の上からの接触を含む>、抱きしめる、ひざに乗せる等)は行わないこと。
○自宅等に迎えたり、自家用車等に同乗させたりしないこと。
○保護者等の許可なく、自宅を訪問しないこと。
○服装・身体・外見に対して性的な批評や性的な冗談やからかい等、相手が不快に感じる言動が全てセクシャルハラスメントとなることを自覚し、こうした行為は行わないこと。
○生徒にテーピングやマッサージを行う際は、当該生徒に説明・承諾した上で、第三者に同席させるなどの配慮をすること。
○携帯電話等のメール、ＳＮＳ等を、生徒等との私的連絡の手段に使用してはならない。

６．ハラスメント防止に向けて

１　指導者の役割

スポーツ、文化、科学、芸術等を豊かに享受する能力とは、生徒が自らその活動をすることに意義と価値をもち、競技規則、スポーツマンシップとフェアプレイに代表されるマナー、エチケットなどの規範に基づき、主体的・継続的にスポーツ、文化、芸術等の楽しさや喜びを味わうことです。

これらの能力を育成するため、指導者は、自らがスポーツや文化を理解し、生徒の人権を尊重し、生徒の立場に立ち、サポートする体制を持ち続けましょう。そして、指導者は常に謙虚に前向きに、生徒が成長するために学ぶ姿勢を持ち続けていきましょう。

２　コミュニケーションを大切に

指導者同士や参加する生徒とのコミュニケーションを大切にしましょう。認定地域クラブ活動は、互いに初めて出会う場合も多くあります。指導者側から積極的に話しかけるようにしましょう。

適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的自発的な活動を促すために、指導者自身コミュニケーションスキルを身につけ、「生徒の話を聞く。」「叱るより良い点を誉めて伸ばす。」「責任を持たせる。」「教えすぎず生徒に考える力をつけさせる。」など、生徒のやる気と自立心を育てるための指導を心がけましょう。

３　中学生の発達段階・発達特性の理解を

中学生の時期は、思春期に入り、親や友達と異なる自分独自の内面に気付き始める頃です。自分はどんな人間なのかを知り、社会とどのように関わりをもつかを考え始めます。仲間同士の評価を強く意識する反面、他者との交流に消極的な傾向も見られます。

もちろん個人差もあるため人によって違いがありますが、自己を見つめて悩み考えている時期であると言えます。この発達段階の特性をよく理解し、個々の性格を理解しながら指導していきましょう。

また、障がいの有無にかかわらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる活動です。障がいがある生徒も地域クラブ活動に参加することを想定し、指導にあたっての留意点を保護者や所属校と連携して把握し、障がいの特性に応じた配慮や工夫を行い、誰でも参加できる安全・安心な活動を心がけていきましょう。